

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号。第三条の規定、附則第一条各号に掲げる規定並びに附則第三条から第十一条まで、第二十二條、第二十八條及び第三十條の規定を除く。）の施行期日は、平成三十年九月一日とする。